

船舶インシデント調査報告書

令和5年4月19日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和4年9月18日 09時30分ごろ
発生場所	宮城県塩釜市桂島海水浴場 地蔵島灯台から真方位059° 1.1海里付近 （概位 北緯38° 19.9′ 東経141° 05.5′）
インシデントの概要	プレジャーボートスターは、錨泊して釣り中、船外機の始動ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年10月5日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート スター、5トン未満（長さ5.67m） 200-18843宮城、個人所有 ガソリン機関、船外機、2サイクル、出力84.6kW、回転数毎分 5,000、4気筒、ボア90mm、使用燃料ガソリン
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約2m、潮汐 上げ潮の中央期
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人2人を乗せ、塩釜市仁王島周辺海域を移動し、錨泊しながら釣りを繰り返していたが、船長が、錨泊時に燃料タンクを切り替えた際、船外機が始動できなくなった。</p> <p>船長は、燃料油系統に空気が混入したものと思い、空気を抜く作業を行ったものの、復旧できないまま、北方へ圧流され、桂島海水浴場に乗り揚げた。</p> <p>本船は、錨泊していたものの、底質が砂であったので、十分な把駐力を発揮できずに圧流された。</p> <p>本船は、船長が海上保安庁に通報し、既に砂浜に乗り揚げた状態であったので、来援した海上保安官により陸上に引き揚られ、流出防止策が行われた。</p> <p>船長は、本インシデント前から機関が始動しづらいことが度々あったものの、最終的には始動できていたので、修理業者による点検整備を行っていなかった。</p> <p>本船は、後日、所属マリーナの修理業者が燃料油系統を確認したところ、キャブレターの汚れにより始動できなかったものと判明し、修理業者が清掃後、機関を始動して定係地の宮城県利府町浜田漁港に自力で入港した。</p>

<p>分析</p>	<p>本船は、本インシデント前から機関が始動しづらいことが度々あったものの、修理業者による点検整備が行われていなかったところ、船長が機関を始動しようとした際、キャブレターの汚れにより、燃料油が船外機に供給されなかったことから、船外機が始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>船長は、本インシデント前から機関が始動しづらいことが度々あったものの、最終的には始動できていたことから、修理業者による点検整備を行っていなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、本船が、本インシデント前から機関が始動しづらいことが度々あったものの、修理業者による点検整備が行われていなかったところ、船長が機関を始動しようとした際、キャブレターの汚れにより、燃料油が船外機に供給されなかったため、船外機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、機関の始動が不安定な場合、修理業者による点検整備を行うこと。